

事務所通信

2010年1月号 No.55



(正月飾り)

CONTENTS

- | | | | |
|-------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント | | ● 平成22年 和暦 | P4 |
| …コンビニの基本4原則 | P1 | ● 税務Q&A | P5 |
| ● エコカー補助金制度 | P2 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| ● 保険料前納割引制度 | P3 | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

コンビニの基本4原則

新年明けましておめでとうございます。昨年中は大変お世話になり、誠に有難うございます。皆様お元気に新年をお迎えのことと存じます。家族揃っての元旦は、お屠蘇や、おせち料理や、お雑煮で祝い、その後はみんな揃って神社にお参りというのが極当たり前な日本のお正月でしょうか。私もこの2日に富山にある日石寺（お岩さん）へ初詣に行ってきました。そして、目的はもう一つありました。それは富山にはファミリーマートがあるからです。今月東京に行く用事があるので、ついでに歌舞伎を見てみようと思い、インターネットでチケットを手に入れました。けれどもチケットの受取りがファミマでしかできません。糸魚川にはセブンとローソンはいっぱいあるのですが、ファミマは新潟県にないのです。（厳密に言うと新潟市には少しあります。）そのかわりセブンは北陸には1件もありません。

人生で何回目かのファミリーマートでの買い物でしたが、ファミマはセブンの真似をしてんじゃないかと思うくらい似たところがありました。（どっちが先だか分かりませんが。）

看板、品揃え、店舗の配置などなどです。

コンビニチェーンには『基本4原則』とか、『QSC』とよばれるものがあります。

『QSC』の『Q』は品質、『S』はサービス、『C』はクリンリネスとなっています。

『基本4原則』は下記のとおりです。

フレンドリー	お客様に気持ちを入れて接客すること (大型店では提供しきれないような態度での接客。 特に常連のお客様などとのフレンドリーな対応)
クリンリネス	店内をいつも清潔な状態に保つこと (清潔で気持ちのいいお店づくり)
品揃え	お客様が欲しい時に欲しい商品を揃えること (お客様にいつでもこの商品が買える、という安心感や、 新商品を取り入れることでお客様への期待感に応えられること)
鮮度管理	お客様への安全を守り、商品を常に新鮮な状態に保つこと (日付管理の徹底実施や賞味期限切れの商品の廃棄など)

これらを守り、お店を経営していくことで地域に密着し、お客様から愛される店づくりに繋げているのです。「いつもきれいにご利用いただきありがとうございます。」これは、さまざまなコンビニのトイレの壁に貼ってあるキャッチコピーです。現在の表現に変えたことで、利用者が素直な気持ちできれいに使おうとするようになり、実際にいたずらや故意的に汚されたりということがなくなってきたようです。人の気持ちを気分よくする、非常に画期的で良い表現だと思います。良いところはどんどん真似をして、立派な経営をしていきたいものです。



エコカー補助金制度

<エコカー補助金制度の税務>

国では環境性能の良い新車の買い換え・購入を促進することにより、環境対策と景気対策を効果的に実現するため実施されているエコカー補助金制度。今回は、この補助金に対しての税制の取り扱いをご紹介します。

● 総収入金額不算入の特例（所法 42 条）

個人事業者やサラリーマンなどの居住者が、固定資産の購入に対して国庫補助金等の交付を受けた場合には、各種所得金額の計算上、総収入金額に算入されないという総収入金額不算入の特例という規定があります。大体の方はこの制度を適用することによりこの補助金を受け取った方は課税されないという事になります。

しかし、この要件を適用するには確定申告書と一緒に「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」を提出する必要があります。

● 確定申告不要の方も申告は必要か？

前述した特例は、確定申告をしないと適用を受けられず一時所得として課税されます。しかし、下記の算式のとおり一時所得金額の計算上年間 50 万円を超えなければ税金もかからず所得も発生しないためどちらにせよ申告不要という事になります。しかし、同一年に一時所得に該当する所得（例えば生命保険契約等の返戻金、懸賞の賞金など）が他にある場合は、それらをすべて含めた金額が 50 万円を超えるか否かにより判断する必要がありますのでご注意ください。

一時所得の計算方法… $(\text{収入金額} - \text{必要経費} - 50 \text{万円} < \text{特別控除} >) \div 1 / 2$

● 車両の取得価額について

個人事業主が営業車用にエコカー補助金の交付を受けた資産について、減価償却費の計算の基礎となる取得価額は、その資産の取得に要した金額から補助金相当額を控除した金額となります。

(例) 営業車両購入金額 300 万円 エコ補助金 25 万円

減価償却費の基礎となる取得価額 … 車両 300 万円 - 補助金 25 万円 = 275 万円

● 詳しくは…

個人の申告においては様々なケースが考えられます。上記内容で不明な点や分からない事がありましたら当事務所へご連絡下さい。

(参考資料) 国税庁HP



< 倉 又 >

前納割引制度

国民年金 前納割引制度

国民年金の保険料は、お支払い方法によってお得な割引料金があります。

【 現金もしくは、口座振替で毎月納付 】

1年分 保険料
 $14,660 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} = 175,920 \text{ 円}$

～ 口座振替 で1年度分を前納 ～ 年間 **3,690 円** の割引!!

3,690 円
割引
1年分 保険料
 $175,920 \text{ 円} - 3,690 \text{ 円} = 172,230 \text{ 円}$

- ・ 前納の口座振替日は、4月30日です。
- ・ 申込締切日は、2月末日（2/27）までです。
- ・ お申し込み先は、口座をお持ちの金融機関・郵便局・社会保険事務所まで。

～ 現金 で1年度分を前納 ～ 年間 **3,120 円** の割引!!

3,120 円
割引
1年分 保険料
 $175,920 \text{ 円} - 3,120 \text{ 円} = 172,800 \text{ 円}$

- ・ 前納用の納付書にて納付して下さい。
- ・ 前納用の納付書は、4月上旬に郵送される納付案内書についています。
- ・ 現金前納のお支払いは、4月1日～4月30日まで。

～ 口座振替毎月納付を早割にすると ～ 年間 **600 円** の割引!!

4月分保険料 14,660 円	5月分(早割) 14,610 円	6月分(早割) 14,610 円	7月分(早割) 14,610 円	月額50円 おトク
	2か月分引落し	当月末引落し	当月末引落し	

- ・ お申し込み先は、口座をお持ちの金融機関・郵便局・社会保険事務所まで。
- ・ 随時受付中

< 池 原 >

平成22年 和暦

今年は ●和暦 平成22年(寅) ★西暦 2010年

日付は、略式で書かずに、はっきり区別できる書き方をしましょう！！

「10年」と書かれていても「2010年」なのか「平成10年」なのか判断に迷いますね。

ちなみに 干支は庚虎(かのえとら) です。

「庚」という文字には「継承と継続」、「償う」、「更新」という意味があります。

「寅」という文字には「つつしんで助ける」という意味があります。

前年よりも良い状態に「更新」され、実りのある年にしたいものです。

満年齢表 (年齢は誕生日以降の満年齢です。誕生日前の年齢は1を引いてください。)															
日本年号	西暦	えと	2010	2011	2012	2013	日本年号	西暦	えと	2010	2011	2012	2013		
			平成22	平成23	平成24	平成25				平成22	平成23	平成24	平成25		
明治	43	1910	戌	100	101	102	103	昭和	37	1962	寅	48	49	50	51
	44	1911	亥	99	100	101	102		38	1963	卯	47	48	49	50
大正	1	1912	子	98	99	100	101		39	1964	辰	46	47	48	49
	2	1913	丑	97	98	99	100		40	1965	巳	45	46	47	48
	3	1914	寅	96	97	98	99		41	1966	午	44	45	46	47
	4	1915	卯	95	96	97	98		42	1967	未	43	44	45	46
	5	1916	辰	94	95	96	97		43	1968	申	42	43	44	45
	6	1917	巳	93	94	95	96		44	1969	酉	41	42	43	44
	7	1918	午	92	93	94	95		45	1970	戌	40	41	42	43
	8	1919	未	91	92	93	94		46	1971	亥	39	40	41	42
	9	1920	申	90	91	92	93		47	1972	子	38	39	40	41
	10	1921	酉	89	90	91	92		48	1973	丑	37	38	39	40
	11	1922	戌	88	89	90	91		49	1974	寅	36	37	38	39
	12	1923	亥	87	88	89	90		50	1975	卯	35	36	37	38
	13	1924	子	86	87	88	89		51	1976	辰	34	35	36	37
	14	1925	丑	85	86	87	88		52	1977	巳	33	34	35	36
昭和	1	1926	寅	84	85	86	87		53	1978	午	32	33	34	35
	2	1927	卯	83	84	85	86		54	1979	未	31	32	33	34
	3	1928	辰	82	83	84	85		55	1980	申	30	31	32	33
	4	1929	巳	81	82	83	84		56	1981	酉	29	30	31	32
	5	1930	午	80	81	82	83		57	1982	戌	28	29	30	31
	6	1931	未	79	80	81	82		58	1983	亥	27	28	29	30
	7	1932	申	78	79	80	81		59	1984	子	26	27	28	29
	8	1933	酉	77	78	79	80		60	1985	丑	25	26	27	28
	9	1934	戌	76	77	78	79		61	1986	寅	24	25	26	27
	10	1935	亥	75	76	77	78		62	1987	卯	23	24	25	26
	11	1936	子	74	75	76	77		63	1988	辰	22	23	24	25
	12	1937	丑	73	74	75	76	平成	1	1989	巳	21	22	23	24
	13	1938	寅	72	73	74	75		2	1990	午	20	21	22	23
	14	1939	卯	71	72	73	74		3	1991	未	19	20	21	22
	15	1940	辰	70	71	72	73		4	1992	申	18	19	20	21
	16	1941	巳	69	70	71	72		5	1993	酉	17	18	19	20
	17	1942	午	68	69	70	71		6	1994	戌	16	17	18	19
	18	1943	未	67	68	69	70		7	1995	亥	15	16	17	18
	19	1944	申	66	67	68	69		8	1996	子	14	15	16	17
	20	1945	酉	65	66	67	68		9	1997	丑	13	14	15	16
	21	1946	戌	64	65	66	67		10	1998	寅	12	13	14	15
	22	1947	亥	63	64	65	66		11	1999	卯	11	12	13	14
	23	1948	子	62	63	64	65		12	2000	辰	10	11	12	13
	24	1949	丑	61	62	63	64		13	2001	巳	9	10	11	12
	25	1950	寅	60	61	62	63		14	2002	午	8	9	10	11
	26	1951	卯	59	60	61	62		15	2003	未	7	8	9	10
	27	1952	辰	58	59	60	61		16	2004	申	6	7	8	9
	28	1953	巳	57	58	59	60		17	2005	酉	5	6	7	8
	29	1954	午	56	57	58	59		18	2006	戌	4	5	6	7
	30	1955	未	55	56	57	58		19	2007	亥	3	4	5	6
	31	1956	申	54	55	56	57		20	2008	子	2	3	4	5
	32	1957	酉	53	54	55	56		21	2009	丑	1	2	3	4
	33	1958	戌	52	53	54	55		22	2010	寅	0	1	2	3
	34	1959	亥	51	52	53	54		23	2011	卯		0	1	2
	35	1960	子	50	51	52	53		24	2012	辰			0	1
	36	1961	丑	49	50	51	52		25	2013	巳				0

●不動産所得の収入計上時期

Q1 不動産を賃貸したことにより収受する家賃、地代、更新料などは、その金額を不動産所得の総収入金額に算入することとなりますが、その収入に計上すべき時期はいつになるのでしょうか。

A 収入に計上すべき時期は、原則として次のとおりです。

- 1 地代・家賃、共益費などは、その支払方法についての契約内容により原則として次のようになります。
 - (1) 契約や慣習などにより支払日が定められている場合は、その定められた支払日
 - (2) 支払日が定められていない場合は、実際に支払を受けた日
ただし、請求があったときに支払うべきものと定められているものは、その請求の日
- 2 上記以外のもの
家屋又は土地を賃貸することにより一時に受け取る権利金や礼金は、貸し付ける資産の引渡しを必要とするものは引渡しの日、引渡しを必要としないものについては、契約の効力発生の日の収入に計上します。

●償却期間経過後における開業費の任意償却

Q2 個人事業を営む青色申告者Aは、7年前に飲食店を開業しましたが、前年までは赤字であったため繰延資産（開業費 600 万円）の償却費を必要経費に算入していませんでした。Aは、この繰延資産につき本年分及び翌年分の確定申告において各 300 万円の償却費を必要経費に算入することができますか。

A 任意償却が可能な繰延資産の未償却残高はいつでも償却費として必要経費に算入することができます。

繰延資産（開業費）の償却費の計算については、60 か月の均等償却又は任意償却のいずれかの方法によることとされています。

任意償却は、繰延資産の額の範囲内の金額を償却費として認めるもので、その下限が設けられていないことから、支出の年に全額償却してもよく、全く償却しなくてもよいと解されます。

また、繰延資産となる費用を支出した後 60 か月を経過した場合に償却費を必要経費に算入できないとする特段の規定はないことから、繰延資産の未償却残高はいつでも償却費として必要経費に算入することができます。

なお、支出した開業費の内容及びその開業費の額が過年度において必要経費に算入されていないことを明らかにしておく必要があります。

参考：国税庁HP 質疑応答事例

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
1月23日(土) 午後1時23分～	平成22年度 経営計画発表会	月徳飯店	加藤輝守	8,000円

会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～ バナナ

怒った時にバナナを食べるとリラックス効果がある。ストレス社会に生きる現代人。「キレる」といっては種々の事件を起こしている。ストレスにさらされイライラする時は、脳内のセロトニンという物質が不足している。

これを多く含んだ食べ物がバナナであり、脳をリラックスさせる効果がある。



某雑学HPより (担当: 原)



休日カレンダー



1月 (睦月) January

日	月	火	水	木	金	土
					1 元旦	2 年始休暇
3	4 仕事始め	5	6	7	8	9
10	11 成人の日	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23 経営計画発表会
24	25	26	27	28	29	30
31						

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・ 土曜日にも元気に営業しています。
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)



1月の税務

- 1月12日 平成21年12月分源泉所得税・住民税の納付
- 1月20日 源泉所得税の納付(納期の特例適用者)
- 2月 1日 平成21年11月決算法人の法人税等・消費税確定申告 納付
平成22年5月決算法人の法人税等・消費税中間申告 納付
法定調書の提出(税務署)
給与支払報告書の提出(市区町村)
償却資産の申告(市区町村)
住民税の第4期分の納付(条例による)

あとがき

新年あけましておめでとうございます。
2010年がスタートしました。朝礼で輪読している『職場の教養』
1月1日にこんな事が書かれていました。《言葉には(言霊)が宿っており、良い言葉を口に出せば良いことが起こり、悪い言葉を口にすれば悪いことを呼ぶ》
と。まさにその通りだと思いました。今年は良い言葉=プラスの言葉をたくさん口にして元気に笑顔で日々過ごせるように頑張っていきたいです。今年もよろしくお願ひ致します。

< 小澤 >